

別紙添付①

部分公開決定通知書

大消司第1023号
平成28年3月3日

大洋リアルエステート株式会社
代表取締役 堀内 正雄 様

大阪市消防長 打明 茂樹



平成28年2月18日付けの公開請求について、大阪市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

公文書の件名	(1) 出場報告 (平成27年10月24日災害番号: 10240148) (2) 救護報告 (平成27年10月24日災害番号: 10240148) (3) 火災報告 (平成27年10月24日災害番号: 10240242)
公開の日時	調整させていただきます。
公開の場所	調整させていただきます。
公開の実施方法	文書の写しの交付
公開しないこととした部分	別紙のとおり
上記の部分を開示しない理由	別紙のとおり
担当	消防局警防部司令課 (電話番号 06-4393-6514)
備考	

注1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に大阪市長に対して不服申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市消防長となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

<p>込み、トランスでAC19Vに変換後、今回焼損した基板の給電部に供給されている。</p> <p>写真No.1からNo.3によると、焼きが見分されるのは、下部設置の基板に限られる。写真No.4及び写真No.5によると、下部基板の右下部分付近を基点とし、上部基板へかけて焼き及び煤けが見分される。写真No.6によると、基板と基板を固定する鉄製板にあっても、下部基板の右下部分を基点に、上部にかけて煤けが見分される。以上のことから、出火箇所は下部基板の右下部分付近と判定する。</p>
<p>3 出火原因の検討及び判定</p> <p>出火箇所付近において、たばこやガス等の火災の原因となるようなものは見分されないため、放火及び電気の可能性について以下検討する。</p>
<p>(1) 放火の可能性について</p> <p>鹿島建設株式会社社員 [redacted]</p> <p>[redacted] また、鹿島建設株式会社 [redacted]</p> <p>[redacted]</p> <p>[redacted] 何者かが侵入し放火した可能性は低いと推察する。</p>
<p>(2) 電気の可能性について</p> <p>基板について詳細に見分すると、写真No.9の下部のメタライズドフィルムコンデンサー（以下、「コンデンサー」と表記する。）は、原形を留めておらず、付近の焼きが強い。</p> <p>基板裏面にあっては、写真No.10によるとコンデンサー付近の回路パターンを保護するソルダーレジスト部分（緑色の絶縁膜）が熔融し、一部の回路パターンが焼失していることから、この付近に強い火熱の影響を受けたことが伺える。</p> <p>以上のことから、コンデンサーと回路パターンとの接続部でのトラッキング、コンデンサー自体の不具合による出火及びその他の可能性について検討する。</p> <p>トラッキングの発生については、基板が設置されているエレベーター機械室に漏水等はなく、フジテック株式会社 [redacted]</p> <p>[redacted]</p> <p>[redacted] とあり、基板は金属製のケース内に設置されていることから、埃や湿気の影響を受ける可能性は限りなく低く、<u>トラッキングの発生による出火の可能性となる痕跡は見分されない。</u></p> <p>コンデンサー自体の不具合による出火の可能性については、コンデンサー自体が焼失しているため、構造機能等について見分できず、その特定には至らない。</p> <p>その他、虫の混入が原因で起こる接触不良による出火や半田付け部にクラックが生じ、接触不良による出火の可能性も推察されるが、何れもその物証や確証は得られない。しかしながら、写真No.11の基板の給電部に設置のブレーカーは、作動し電源遮断状態であり、フジテック株式会社 [redacted]</p> <p>[redacted] とあることから、基板の回路に過電</p>